

提 案 理 由

議案第47号	養父市投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例及び養父市議会議員及び養父市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	<p>本件は、最近における物価の変動等を考慮し、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）等が公布され、令和7年6月4日にそれぞれ施行されたことに伴い、関係条例における所要の改正を行うものである。</p> <p>【主な改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1 投票管理者等の報酬の額の改正2 選挙運動用ビラ等の作成に係る単価等の改正
議案第48号	養父市学校給食センター配送車の取得について
理 由	<p>本件は、初期登録から11年が経過する学校給食センター配送車について、老朽化が進んでいるため更新を行うもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。</p>
議案第49号	和解することについて
理 由	<p>本件は、関宮地域局電力ケーブル盗難事件に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、下記のとおり議会の議決を求めるものである。</p> <p>【事件の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">■盗難判明日 令和6年7月11日（木）午前9時頃■盗難発生場所 養父市関宮630番地 関宮農林漁業者等健康増進施設（体育館）の軒下資材置き場■盗難被害物 電力ケーブルを巻いたドラム1本250m分の電力ケーブル■和解の理由 本件の被害弁償に対し、相手方が全面的に応じる申し出があったことから和解しようとするものである。